

## 申請書等に添付する原本確認を必要とする書類について

郵送による提出を認めることに伴い、申請・届出の添付書類の一部の取り扱いを以下の通りとします。

- ・申請書等に添付する書類のうち、登記事項証明書、診断書等について、これまでは原本の添付をお願いしておりましたが、原本の他に、**原本の写しに申請者の方の原本証明をした書類の添付**も認めます。
- ・なお、原本証明は、(1)当該写しが原本と相違ない旨、(2)原本証明を行った年月日、(3)証明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記載してください。

---

〔原本証明の記載例〕

原本と相違ないことを証明する。

2023年4月1日 ○○株式会社 代表取締役 豊田 太郎

---

- ・申請等に添付する書類のうち原本確認が必要なものについて、これまでは職員が窓口で本証と照合確認していましたが、**本証の写しに申請者等の原本証明をした書類を添付**してください。なお、当面の間、従前の職員が窓口で行う原本確認も可能です。